

# 関島社会保険労務士事務所便り

2015年  
6月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125-0041

東京都葛飾区東金町2-7-12

電話：03-3609-7668

HP: <http://www.srseki.info>



## 押さえておくべき「マイナンバー制度」のポイント

### ◆小規模事業者向けの資料が公開

マイナンバー通知カードの送付が10月に迫ってきましたが、先日、特定個人情報保護委員会から、小規模事業者向けのマイナンバー関連資料「小規模事業者必見！ マイナンバーガイドラインのかんどころ～入社から退職まで～（平成27年4月版）」が公開されました。

以下では、小規模事業者が最低限押さえておくべき、場面（入社、源泉徴収票の作成、退社等）ごとのポイントと留意点をご紹介します。

### ◆マイナンバー制度対応の留意点

#### （1）入社

- ・社員からマイナンバーが記載された書類（扶養控除等申告書等）を取得する。取得の際は、「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」「雇用保険届出事務」で利用することを知らせる。
- ・社員からマイナンバーを取得したら、個人番号カード等で本人確認を行う。
- ・マイナンバーが記載されている書類は、カギのかかるところに大切に保管する。
- ・マイナンバーが保存されているパソコンをインターネットに接続する場合は、最新のウィルス対策ソフトを入れておく。

#### （2）源泉徴収票などの作成

- ・マイナンバーを扱う社員を決めておく。

・マイナンバーの記載や書類の提出をしたら、業務日誌等に記録するようにする。

・源泉徴収票の控えなど、マイナンバーの記載されている書類を外部の人に見られたり、机の上に出しっぱなしにしたりしないようにする。

#### （3）退職

・退職所得の受給に関する申告書等、退職する人からもらう書類にマイナンバーが含まれている。

・退職の際にマイナンバーを取得した場合の本人確認は、マイナンバーが間違っていないか過去の書類を確認することで対応可能。

・保存期間が過ぎたもの等、必要がなくなったマイナンバーは廃棄する。マイナンバーを書いた書類は、そのままゴミ箱に捨ててはいけない。

#### （4）支払調書の作成

・税理士等報酬の支払い先、大家・地主等からマイナンバーを取得する。取得の際は、「支払調書作成事務」等で利用することを知らせ、本人確認も忘れずに行う。

・気をつけることは、社員のマイナンバーと同じ（カギのかかるところに大切に保管、最新のウィルス対策ソフトの導入、マイナンバーを使う社員の特定、業務日誌などへの記録、机の上に出しっぱなしにしない、必要がなくなったマイナンバーは廃止する。

# 厚生年金は徐々に65歳支給に

厚生年金の支給開始年齢は、下表のように「定額部分の年金」も、「報酬比例部分の年金」も徐々に「65歳支給」になります。

- ① **定額部分の年金**は、男性は昭和24年4月2日以降生まれの人から、女性は昭和29年4月2日生まれの人からなくなります。
- ② **報酬比例部分の年金**も、昭和28年4月2日以降生まれの男性から61歳支給になり、徐々に65歳支給になります。女性は5年遅れとなります。
- ③ 厚生年金の加入期間が20年以上あるなど一定の要件に該当すると**配偶者加給**が支給されます。配偶者加給の支給開始年齢

は、定額部分の支給開始年齢と同じで、配偶者が65歳になるまで支給されます。

## ◆65歳支給の例外

- ① **厚生年金を44年以上かけた人** 中学や高校を卒業し、すぐに働き始めた人など、厚生年金に44年以上加入し、かつ「退職」（厚生年金の被保険者でない人）していれば、報酬比例部分に加えて、定額部分や加給年金も支給されます。
- ② **障害者** 障害等級が3級相当以上に該当している退職者は、同様に報酬比例部分に加えて定額部分や加給年金も支給されます。

年金支給開始年齢表

男s16.4.2～s18.4.1 女s21.4.2～s23.4.1	報酬比例部分	老齢厚生年金
	60歳 定額部分	老齢基礎年金
	61歳	
男s18.4.2～s20.4.1 女s23.4.2～s25.4.1	報酬比例部分	老齢厚生年金
	60歳 定額部分	老齢基礎年金
	62歳	
男s20.4.2～s22.4.1 女s25.4.2～s27.4.1	報酬比例部分	老齢厚生年金
	60歳 定額部分	老齢基礎年金
	63歳	
男s22.4.2～s24.4.1 女s27.4.2～s29.4.1	報酬比例部分	老齢厚生年金
	60歳 定額部分	老齢基礎年金
	64歳	
男s24.4.2～s28.4.1 女s29.4.2～s33.4.1	報酬比例部分	老齢厚生年金
	60歳 定額部分	老齢基礎年金
	65歳	
男s28.4.2～s30.4.1 女s33.4.2～s35.4.1	報酬比例部分	老齢厚生年金
	61歳 定額部分	老齢基礎年金
	65歳	
男s30.4.2～s32.4.1 女s35.4.2～s37.4.1	報酬比例部分	老齢厚生年金
	62歳 定額部分	老齢基礎年金
	65歳	
男s32.4.2～s34.4.1 女s37.4.2～s39.4.1	報酬比例部分	老齢厚生年金
	63歳 定額部分	老齢基礎年金
	65歳	
男s34.4.2～s36.4.1 女s39.4.2～s41.4.1	報酬比例部分	老齢厚生年金
	64歳 定額部分	老齢基礎年金
	65歳	
男s36.4.2以降生まれ 女s41.4.2以降生まれ	報酬比例部分	老齢厚生年金
	65歳 定額部分	老齢基礎年金
	65歳	

# 積極的な転職が増える傾向に

## ◆変化している就職・転職市場

「転職」というと、「終身雇用」や「年功序列」が基本だった時代にはネガティブなイメージもありましたが、これらが崩れている近年では、適度な転職回数があり、複数の職場での業務経験がある人のほうが、評価が高いケースも珍しくありません。

## ◆転職理由の変化

こうした状況を受けて、転職理由も変化しています。

転職サービス「DODA」によると、2015年上期の転職理由調査では、「ほかにやりたい仕事がある」が第1位。

2008年の調査開始以降初めて「会社の将来性が不安」の割合が10%を切り、「業界の先行きが不安」「倒産／リストラ／契約期間満了」がポイント・順位ともに前回2014

年下期調査を下回る一方、自身の市場価値を上げること、就業環境や待遇の改善を理由とする「ポジティブ」な転職の割合が増加しています。

## ◆「必要人材の離職」への備えも必要

景気の状態が良くなり、求人数が増加するなど求職者の選択肢が広がっていることも、「ポジティブ転職」を後押ししていると言えます。

DODAでは、「現状に不満はないものの、他によりよいところがあれば転職を考えたいといった層も増えてきている」と分析しています。

人材不足の時代、企業運営上は、必要人材の離職を防ぐために、この層に対する手当を積極的に行っていくことを検討していくことも今後求められると言えそうです。

求人票にみる主な職種の賃金・求人数・求職者数情報(東京・フルタイム)

平成27年3月

	求人申込時賃金		有効求人・求職者数、求人倍率		
	上限	下限	求人数	求職者数	求人倍率
情報処理・通信技術者	419,827	235,312	18,629	4,480	4.16
一般事務	237,635	190,846	13,803	42,291	0.33
会計事務	282,475	209,756	2,425	5,057	0.48
商品販売	232,978	180,577	17,335	5,725	3.03
営業	309,271	215,558	16,229	10,146	1.60
介護サービス	229,909	198,309	10,968	3,536	3.10
保健医療サービス	210,264	177,941	1,110	717	1.55
飲食物調理	238,743	186,795	12,688	3,147	4.03
居住施設・ビル管理	198,030	185,865	1,296	1,404	0.92
製品製造・加工処理	253,326	189,637	1,792	2,670	0.67
機械整備・修理	321,231	205,164	2,195	766	2.87
自動車運転	264,076	216,257	7,818	2,576	3.03
建設	343,177	223,648	2,355	595	3.96
電気工事	337,467	221,843	1,370	559	2.45
土木	328,431	229,088	1,567	356	4.40
運搬	237,922	197,800	3,429	2,773	1.24
清掃	208,650	181,199	2,054	2,236	0.92

### ●株の配当や売却益にもマイナンバー

政府は、マイナンバーの利用範囲を拡大し、株式の配当や売却益の納税申告の手続きにも使えるよう検討していることがわかった。また、マイナンバーカードを健康保険証としても使用できるようにすることで公共サービスを効率化し、歳出の抑制につなげる考えも示している。(5月29日)

### ●「医療保険制度改革関連法」が成立

医療保険制度改革関連法が衆議院本会議で可決、成立した。2018年度から国民健康保険の運営主体を市町村から都道府県に移し、財政基盤を安定させるのが狙い。大企業の社員や公務員の医療費の引上げ、入院時の食事代の自己負担の引上げなども盛り込まれた。(5月27日)

### ●成年後見制度「首長申立」が10.8%増加

最高裁判所は、2014年に市区町村長が家庭裁判所に成年後見を申し立てたケースが5,592件(前年比10.8ポイント増)に上ったことを発表した。身寄りのない高齢者が増加したことが大きな要因。なお、2014年の成年後見利用者は18万4,670人(同4.6ポイント増)だった。(5月23日)

### ●リストラ離職 製造業で減、卸売小売業で増

リストラにより30人以上の離職者が出る場合に企業に作成が義務付けられている「再就職援助計画」に基づく離職者が、2014年に4万7,839人(前年度比12%減)になったことが、厚生労働省のまとめで明らかになった。業種別では、製造業で2万2,506人(同27%減)となった一方、卸売・小売業で9,291人(同19%増)となった。(5月21日)

### ●現金給与4年ぶり増加 実質賃金は連続減

厚生労働省が2014年度の「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、現金給与総額が平均31万5,984円(前年度比0.5%増)で4年ぶりに増加したことがわかった。賞与や残業代が増えたが消費増税による物価の上昇に賃金が追いつかず実質賃金は3.0%減で、4年連続の減少となった。(5月19日)

### ●収入多い高齢者の基礎年金減額を検討

政府の経済財政諮問会議が、一定以上の収入のある高齢者の基礎年金を減額する仕組みを検討していることがわかった。国と現役世代の負担を軽くするのがねらいで、6月末にもまとめる政府の「財政健全化計画」に反映したい考え。(5月19日)

### ●「ブラック企業」是正勧告時に社名公表へ

厚生労働省は、毎月の残業時間が月100時間超の従業員が一定の割合を占め、その状態が複数の事業所で常態化している大企業などを対象に、是正勧告時の段階において社名を公表する方針を明らかにした。過酷な労働を強いる「ブラック企業」の監視を強めて労働環境を改善させるねらい。(5月14日)

### ●企業の倒産件数のうち零細企業が70%

東京商工リサーチが企業の倒産に関する調査結果を発表し、2014年度における企業の倒産件数(9,543件)のうち零細企業の倒産が全体の70.4%(6,723件)を占め、1989年度の調査開始以来、初めて70%台に達したことがわかった。零細企業の倒産比率は2001年度の49.8%を底に上昇を続けている。(5月13日)

### ●在宅介護の利用者が2025年度に4割増

厚生労働省は、2014年度に352万人いる在宅介護サービス利用者が、2025年度には約4割増え491万人となるとの推計結果を発表した。団塊の世代が後期高齢者となるため、要介護や要支援の認定を受ける高齢者も588万人から826万人と約4割増える見通し。一方、介護サービスについての施設から在宅への誘導政策により、施設利用者は約3割増にとどまる見込み。(5月8日)

### ●介護休業の分割取得を可能に

厚生労働省が育児・介護休業法を改正し、病気や怪我ごとに1回のまとめ取りしかできない介護休業を分割取得できるようにすることを検討していることがわかった。年5日までの介護休暇も半日や時間単位で取得できるようにする考え。2017年からの導入を目指す。(5月4日)

### ●配偶者控除 2017年からの新制度導入を検討

政府が配偶者控除制度を見直す検討に入ったことがわかった。年内に具体案をまとめ、来年の通常国会に法案を提出し、2017年1月から導入したい考え。現在の減税規模は維持しながら、夫婦単位で一定額を控除する案などを検討。新制度により適用対象者は大幅に拡大される見込みだが、所得制限等も検討するとしている。(5月2日)

